

2 新規中学校、高等学校卒業者への求人活動

(1) 家庭訪問の禁止

求人者が生徒の家庭を訪問して、直接、生徒・保護者に働きかけることは、一切禁止されています。

(2) 学校訪問について

中学校については、大阪府では、ハローワーク又は学校が必要と認め要請された場合以外の学校訪問は全面的に禁止しています。

高等学校においても、学校教育に支障をきたさないよう、7月1日以降、学校の了解を得た上で、訪問時間、回数などを配慮して実施してください。学校により、訪問時期・時間などを定めているところがあります。

(3) 新聞広告等による文書募集

新規中学校卒業者を対象とした新聞・出版物・インターネット等による募集については、生徒が職業等についての知識・経験に乏しいため、職業選択に当たって学校やハローワークが十分な職業指導を行う必要があることから禁止されています。

高等学校卒業者については、7月1日から文書募集を行うことが可能です。

※ 採用予定人員、採用予定者に係る初任給その他労働条件、選考期日、選考場所、選考方法、応募書類等の募集・採用に係る事項を内容とする企業案内書(就職ガイドブック)等を発行することは、文書募集となります。

7月1日以降、高等学校卒業者を対象として文書募集を行う場合には、次の点に留意してください。

- ① ハローワークへ申込みを行った求人であること
- ② 求人者管轄ハローワーク名・求人番号が記載されていること
- ③ 求人票記載内容と同じ内容であること
- ④ 応募の受付は学校を通じて行われること

(4) 求人要項

企業が作成する求人要項や募集要項、募集要領は、求人票の内容を補足し、事業内容・職務内容などについて、応募者の理解を深めるためのものです。

求人要項の作成に当たっては、次の点に注意してください。

- ① 規格は、原則としてA4判、タテ長、左綴じであること
- ② 求人票の記載内容と異なった内容でないこと
- ③ 求人要項は、ハローワークで規格と内容について印刷前に確認を受け、表紙の右上部に「求人者管轄ハローワーク名」及び「求人番号」を明示すること
- ④ できあがったものは、必ずハローワークへ提出すること(中学校は2部、高等学校は1部)
- ⑤ 求人者から学校への送付は、求人返戻日以降に行うこと

中学校への送付等はあらかじめハローワークに相談してください。

(5) 利益供与

求人者又はその委託を受けた者が、新規学校卒業者・保護者・その他の関係者に対し、金品又は利便の供与を行うことは禁止されています。

(6) 職場体験学習・インターンシップ(就業体験)等について

学校が職業に関する啓発的な学習の一環として行う、職場体験学習やインターンシップ(就業体験)等について、中学生や高校生の職業観・勤労観育成のため、各企業に協力をお願いしているところですが、学校の教育計画に位置付けて行うものであるため、実施にあたり、採用選考の範囲にまで及ぶことのないよう十分留意してください。

(7) 応募前職場見学

応募前職場見学とは、高等学校が求人票を受理した時から応募書類送付までの期間に、新規高卒（予定）就職希望者が応募先の事業所を決定するにあたり、よりよい選択ができるよう、応募する可能性のある職場を見学し、実際の職場の状況等を確認するために実施するものです。事業所の皆様には、その趣旨を御理解いただき、事前選考とならないように配慮をお願いします。

応募前職場見学の実施については、高卒用求人申込書の「応募前職場見学」の項目に「可または否」のいずれかを選択し、「可」で随時の場合は「随時」と、特定予定日を設定する場合は「補足事項欄参照」を選択し、別途「応募前職場見学実施予定表」(p.184)に必要事項を記入の上、ハローワークへの求人申込書提出時に必ず併せて提出してください（「可(随時)」、「否」の場合は実施予定表の提出の必要はありません）。

応募前職場見学の実施にあたっては、以下の点に留意してください。

- ① 応募前職場見学を特定指定日で実施する場合は、応募前職場見学実施予定表を、求人票に別紙として添付し、学校へ送付してください。
- ② 見学・事業所説明に関する主たる担当者を決めていただき、学校と事前に打合せを行ってください。
- ③ 見学には、可能な範囲で教員が付き添います。
- ④ 見学にあたっては、事業所の業務内容等の説明及び生徒からの質問への応答をしていただき、事前選考につながるような質問は、絶対生徒へはしないでください。
- ⑤ 生徒へのアンケート等は実施しないでください。
- ⑥ 応募前職場見学への参加の有無を採用選考の材料としないでください。また、参加生徒の名前等の個人情報 は聴取しないでください。（安全衛生及びセキュリティ上、必要のある場合を除く。）
なお、生徒があいさつとして、学校名・名前を名乗る場合がありますが、採用選考の材料としないでください
- ⑦ オンラインによる応募前職場見学を検討される際には高等学校で使用できる通信機器に限りがあることから、学校と事前調整を行った上で、最大限柔軟な対応をお願いします。
また、オンラインによる応募前職場見学に対応できる環境にない高等学校については、個別で応募前職場見学を実施する等の配慮をお願いします。